

令和3年第2回農業委員会総会会議録

令和3年第2回船橋市農業委員会総会を2月5日午後3時00分船橋市役所11階大会議室に招集する。

出席者

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

藤平 尚志

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回農業委員会総会を開催いたします。 なお、石井俊郎委員から欠席の連絡が入っております。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴者はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 3番、織戸孝委員と12番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第1号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

齋藤審査班長

それでは、今月1日、湯浅清春委員、藤平尚志推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2から3ページ、地図1から3ページをご覧ください。1号議案の1から6につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地15棟として転用するものです。現地は畑で、隣接地は畑・道路および宅地となっており、隣接地との境界にはブロックを施工、雨水については宅内に浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われまます。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、二和向台駅から半径500メートル以内の宅地化率が40%を超えており、半径1キロメートルを超えない範囲に延長しても宅地化率が40%を超えているので、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図4から6ページをご覧ください。

1号議案の7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定条件付売買予定地19棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑および水路で、畑の一部は現況宅地および道路となっており、隣接地との境界はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないも

のと思われます。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、三咲小鳩保育園と大島記念嬉泉病院の福祉施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図7から9ページをご覧ください。

1号議案の8および9につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

1号議案の8については、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

1号議案の9については、上記建築に伴う区域外整備として道路用地へ転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・道路・雑種地および山林で、畑の一部は現況道路となっており、隣接地との境界はブロックおよび擁壁を施工、雨水は雨水浸透施設を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、9議案につきましては、許可相当と思われます。以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、議案第2号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

2号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願いがございます。議案書5ページ、地図10ページから11ページをご覧ください。

2号議案の1および2につきましては、関連議案ですので、一括説明いたします。

2号議案の1につきましては、高根町の畑、面積は373平方メートルであり、2号議案の2につきましては、高根町の畑、2筆、面積は計95平方メートルであります。当該地は平成28年に遺贈により相続し、2号議案の1は宅地、2号議案の2は公衆用道路として利用しており、現在に至っております。20年以上、宅地および公衆用道路であった旨の証明として、平成元年10月24日撮影の航空写真が添付されております。

以上、2議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

局長

令和2年度第10次農用地利用集積計画について、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第3号につきましては、令和2年度第10次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は6ページから8ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、豊富町の畑3筆、計3,000平方メートルに賃借権3年。

2は、豊富町の畑2筆、計1,983平方メートルに賃借権3年。

3は、大穴町の畑1筆、1,411平方メートルに賃借権3年。

4は、小野田町の畑1筆、3,863平方メートルに賃借権6年。

5は、鈴身町の畑1筆、2,000平方メートルに賃借権3年。

6は、馬込町の畑2筆、計2,322平方メートルに賃借権3年。

7は、馬込町の畑3筆、計1,656平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われまます。以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第10次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

それでは報告をさせていただきます。

報告事項（1）農地法第3条の3届出に係る受理通知書の交付について、議案書9ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書10ページから14ページに記載のとおり、12月中に19件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書15ページから21ページに記載のとおり、12月中に28件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、議案書22ページに記載のとおり、1件の通知を受理いたしました。

報告事項（5）農地法第5条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、議案書23ページに記載のとおり、2件の報告書の提出がありました。

報告事項（6）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書24ページに記載のとおり、3件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（7）農地の転用事実に関する照会について、議案書25ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（8）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書26ページに記載のとおり、2件の行為の制限の解除がな

され、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（９）「令和２年度利用状況調査の集計結果について」でございます。それについてはこちら、皆さんにお配りしている表になります。利用状況調査は「農地法の運用について」に基づき、９月に実施いたしました。配付しました「令和２年度利用状況調査結果」をご確認ください。結果といたしまして、令和２年度の耕作放棄地面積は約８４．２ヘクタールでございました。令和元年度は９５．５ヘクタールでありましたので、昨年より１１．８％の減少となりました。

なお調査結果に基づき、１１月３０日付で対象となる農地所有者５４名に対し、「遊休農地活用のための意向確認について」を送付いたしました。今後、耕作放棄地のさらなる解消に向けた対策を、農業委員・推進委員と共に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたしました。（ ３時１８分）

次に事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後３時２１分、第２回農業委員会総会の閉会を宣言した。